現場代理人の常駐義務緩和措置の試行について

1. 現場代理人の常駐義務緩和措置

現場代理人については、工事現場ごとに常駐を義務付けているが、入札において現場技術者(現場代理人)の確保困難を理由とする応札なしの案件が多く発生し、円滑な工事執行に支障をきたした。

このため、工事箇所が近傍であるなど常駐義務を緩和(一人の現場代理人が複数の工事現場を担当すること)しても支障がないと認められる場合、予定価格1,000万円未満の工事を対象に、現場代理人の常駐義務を緩和する措置を平成20年5月から試行してきた。

2. 試行状況

年 度	工事件数(うち1,000万円未満)	承認件数
平成20年度	3,136 (1,794)	123
平成21年度(1月まで)	2,967 (1,623)	163

緩和した工事において、施工管理や安全管理で問題となった事例はなかった。

3. 入札の状況

年 度	入札件数	応札なしの案件数	左のうち、技術者確保困難を
		(うち1,000万円未満)	理由とする件数
平成19年度	2,501	48 (35)	_
平成20年度	2,352	38 (19)	17
平成21年度(1月まで)	2,147	40 (20)	16

常駐義務緩和措置の試行により、応札なしの案件数について一定の減少は見られたものの、依然として現場技術者(現場代理人)の確保困難を理由とする応札なしの案件が発生しており、生活に密着した工事が実施できないと住民生活への影響が懸念されることから、より効果のある対応が求められる。

4. 今後の対応

- ① 平成22年4月から、予定価格(契約金額)2,500万円未満の工事を対象として、 試行の継続を行なう。
- ② ただし、工事の予定価格(契約金額)のいずれかが1,000万円以上の場合は、 同種工事に限定する。
- ③ 緩和の対象とする工事現場は原則2か所に限り、現場ごとに安全衛生責任者を選任させるなど、引き続き現場の安全管理の徹底を図る。

【参考】

1 現場代理人とは

- 工事を施工する際に請負者の代理人として工事現場の運営、取り締まり等を 行なう者であり、工事現場に常駐する必要がある。【契約約款第10条第2項】
- 現場代理人は、当該工事の「主任(監理)技術者」が兼任することが多い。

2 主任(監理)技術者とは

- 〇 工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であり、建設業法で配置が義務付けられている。 【建設業法26条第1項】
- 公共工事では請負額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上の場合には、専任の義務がある。 【建設業法26条第3項】
- 主任(監理)技術者は、同工事の現場代理人を兼任することができる。